

(参考)

◎介護保険法施行令

(保険料率の算定に関する基準)

標準的な6段階設定

第38条 各年度における保険料率に係る**法第129条第2項に規定する政令で定める基準**は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(…)

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の**地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(…「市町村民税世帯非課税者」という。)**

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であって、…

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ **市町村民税世帯非課税者**であって、…前年中の公的年金等の収入金額及び…前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり…

ロ 要保護者であって、…

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ **市町村民税世帯非課税者**であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であって、…

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ …**地方税法の規定による市町村民税が課されていない者**であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

五 次のいずれにも該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額(省令で200万円)未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、…

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3~7 (略)